

株式会社ボスコ・テクノロジーズ
ソフトウェア製品「SMART Gateway」使用許諾契約書
(End User License Agreement)

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」と記載）は、株式会社ボスコ・テクノロジーズ（以下、「BOSCO」と記載）が提供するソフトウェア製品「SMART Gateway」（付属する REST API、関連プラグインプログラムを含む。以下、「SMART Gateway」と記載）の使用権（以下、「ライセンス」と記載）を購入した法人、団体（以下、「お客様」と記載）に、SMART Gateway の使用を許諾するものです。

本契約書は、SMART Gateway に関してお客様と BOSCO との間に締結される法的な契約書です。お客様は、購入を申込んだ時点で本契約書の条項に拘束されることを承諾したものとみなされます。

お客様は SMART Gateway のライセンス購入申込以降は、返品および返金を受けることは一切できません。

SMART Gateway は、知的財産権に関する法律ならびに条約により保護されており、その利用を許諾されるものであって販売されるものではありません。
なお、SMART Gateway には、BOSCO が著作権を有しない第三者が制作したプログラムが含まれ、これらのプログラムには本契約書の効力は及びません。

1. 用語の定義

- (ア) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において SMART Gateway を利用することができる権利をいいます。
- (イ) 「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる、英数字で構成された文字列をいいます。ライセンスキーを SMART Gateway に登録することにより SMART Gateway を利用することができるようになります。1つのライセンスごとに1つのライセンスキーが払い出されます。
- (ウ) 「ライセンスコード」とは、BOSCO がライセンスキーを払い出すために必要な、SMART Gateway をインストールした物理マシン、または仮想マシンを一意に特定する、英数字で構成された文字列をいいます。
- (エ) 「登録ユーザー」とは、SMART Gateway を使用するお客様の代表として、払い出されるライセンスに登録される方をいいます。
- (オ) 「データベースが異なる」とは、SMART Gateway が使用するデータベース（RDBMS、および Elasticsearch）がトランザクション単位で同期されている場合を除き、物理的に分離された状態をいいます。

2. 使用許諾範囲

本契約書により、BOSCO はお客様に対し以下の権利を許諾します。

- (ア) SMART Gateway の利用：お客様は、ライセンスで許諾された接続登録数、または同時接続数を超えない範囲で SMART Gateway を使用することができます。SMART Gateway をインストールし、そこから取得できるライセンスコードをもとに BOSCO が払い出したライセンスキーを適用することで SMART Gateway を使用することができます。ただし、同一か否か、また、物理マシンか仮想マシンかを問わず、いかなるコンピュータ上においても、1つのライセンスキーを SMART Gateway が使用するデータベースが異なる複数のコンピュータ上で並行して使用することはできません。
- (イ) 接続登録数、同時接続数の追加：すでにライセンスキーの登録された SMART Gateway に、接続登録数、または同時接続数の追加のためライセンスキーを追加登録した場合、後から追加したライセンスはすでに登録されたライセンスに統合されるものとし、SMART Gateway においては依然として1つのライセンスのみが有効であるものとみなし、使用を許諾します。
- (ウ) ライセンスキー再発行依頼：お客様は理由の如何を問わず、一年に一度に限り、新たな OS 上への SMART Gateway 構築に必要なライセンスキーの再発行を依頼する権利を有します。この再発行依頼において、お客様は BOSCO に対し、再発行が必要となった理由をあわせて通知する義務があります。
- (エ) SMART Gateway の一部の機能に関して、本ライセンスとは別にライセンスの購入、プログラムのインストールが必要となる場合があります。

3. その他の条件

- (ア) お客様は、お客様の入力した設定情報、お客様の取得したログデータ、もしくはその両方をバックアップ、およびリストアする場合、SMART Gateway が使用するデータベース（RDBMS、

およびElasticsearch)を分けて複製するなど、第2項の使用許諾範囲に抵触しない方法でバックアップを取得し、リストアを実行する必要があります。

- (イ) SMART Gatewayの冗長構成を構築する際、データベースが異なる構成とする場合は、お客様はそれぞれのライセンスを購入する必要があります。
- (ウ) お客様は、SMART Gatewayを第三者に対して頒布、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む)等を行なうことは一切できません。
- (エ) お客様は、SMART Gatewayの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。
- (オ) お客様は、SMART Gatewayをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、またはSMART Gatewayの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、SMART Gatewayに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。
- (カ) 本契約書は、お客様に対し、BOSCOの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、BOSCOに留保されます。

4. 本契約の解除および終了

- (ア) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、BOSCOは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (イ) 本契約に将来加えられる変更のいずれかが、お客様にとって許諾できないものである場合、又はかかる変更によりお客様が本契約に同意又は準拠できなくなった場合、お客様は本契約を解除することかできます。
- (ウ) 本契約が解除および終了となった場合、お客様は、SMART Gateway、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去する義務があります。本契約の改訂後にお客様がSMART Gatewayを使用し続けた場合、お客様はかかる変更のすべての部分を完全に取消不能の形で許諾したものとします。
- (エ) 本契約の解除および終了に伴いSMART Gatewayの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等については、BOSCOは一切責任を負うことはできません。

5. 保証の制限

- (ア) SMART Gatewayは、現状有姿で提供されます。BOSCOは、SMART Gatewayに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、SMART Gatewayが正常に作動すること、SMART Gatewayに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合にこれが修正されることのいずれも保証いたしません。
- (イ) BOSCOは、SMART Gatewayおよびドキュメントについて、その動作、バグその他の瑕疵の存在しないこと、性能、品質、第三者の知的財産権を侵害しないこと、商品性、特定目的適合性、利用可能性を含め、一切の保証はできません。
- (ウ) BOSCOはSMART Gatewayの機能およびSMART Gatewayに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・改変・中止する場合があります。本契約締結時におけるSMART Gatewayと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- (エ) 前号の規定に基づき、BOSCOがSMART Gatewayの不具合に関わる改変を実施する対象は、不具合が発生した時点においてBOSCOより提供されているSMART Gatewayの最新バージョンのみとします。特定のお客様の申入れによる、SMART Gatewayの旧バージョンへの改変の実施及びSMART Gatewayの最新バージョンから枝分かれした旧バージョン(不具合に関わる改変を実施した旧バージョン)の提供は保証いたしません。
- (オ) BOSCOの口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。
- (カ) BOSCOは、SMART Gatewayの配給媒体(ソフトウェアの記録媒体、ライセンスキー証明書、その他説明書等)に物理的な瑕疵がある場合、BOSCOは交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品はBOSCOによって選択されるものとし、交換前のものと同一の内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、お客様はSMART Gatewayと、その購入を証するものの両方をBOSCOに返却するものとします。また、BOSCOは、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

6. 輸出管理

お客様が、SMART Gatewayを直接または間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取扱いをする場合は、お客様のSMART Gatewayの使用継続中はもとより使用終了後といえども、日本国の輸出関連法規に従い、必要な手続きを取るものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様とします。

7. 責任の制限

- (ア) BOSCOは、SMART Gateway およびドキュメントの利用に起因するお客様または第三者の損害について、BOSCOの故意又は重大な過失に起因する損害を除き、一切責任を負うことはできません。
 - (イ) いかなる場合であっても、BOSCO、SMART Gatewayの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負うことはできません。
 - (ウ) BOSCOは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負うことはできません。
8. ライセンスキー情報の守秘義務と不正使用の禁止
- お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、SMART Gatewayのコード・構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁じます。
9. 著作権等
- (ア) SMART Gateway (バイナリプログラム、スクリプトプログラム、HTMLプログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、SMART Gatewayに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。)は、BOSCOおよびその供給者に帰属します。
 - (イ) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを本契約書で許諾されている範囲内で使用しなければなりません。
 - (ウ) SMART Gatewayからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。
10. お客様の情報等の取り扱い
- お客様情報の取り扱いは、株式会社ボスコ・テクノロジーズのプライバシーポリシー (<https://www.bosco-tech.com/privacy-policy/>)に従います。
11. 準拠法および雑則
- (ア) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
 - (イ) 本契約書ないし SMART Gateway に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様も BOSCO も合意するものとします。
12. その他
- お客様が入手した SMART Gateway に、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、BOSCOによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による SMART Gateway の使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。
- 本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。
- また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件のうち本契約と矛盾する内容は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもあたえるものではありません。
- なお、お客様は、本契約の最新版を常に確認する責任を負います。BOSCOは、本契約に含まれる条項をいつでも予告なく変更、修正、追加、又は削除できる権利を有し、当該変更は即座に効力を生じるものとします。
- お客様は最新の本契約をウェブサイト (<https://www.bosco-tech.com/>) 下部のリンク「SMART Gateway 使用許諾契約書 (PDF)」でご確認いただけます。